

○広島大学ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)事業による
入学料の不徴収に関する要項を次のように定める

(平成 30 年 3 月 14 日学長決裁)

改正 令和元年 10 月 1 日 一部改正

改正 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正

広島大学ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)事業による入学料の不徴収に関する要項

(趣旨)

第 1 この要項は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 22 条第 4 項の規定に基づき、広島大学ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)事業(以下「ダイバーシティ事業」という。)の一環として実施する入学料の不徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 入学料の不徴収は、研究活動を中断中の修士の学位を有する女性で、広島大学において研究を再開することを希望し、広島大学の博士課程後期を受験して合格したものの入学料を不徴収とすることで、研究活動の継続を断念した女性研究者の研究活動の再開を促進することを目的とする。

(不徴収の人数)

第 3 入学料を不徴収とする者の人数は、若干人とする。

(申請資格)

第 4 入学料の不徴収を申請できる者は、ダイバーシティ事業の代表機関(広島大学をいう。次項において同じ。)、共同実施機関又は産学官ダイバーシティ推進協議会のメンバー機関(以下「実施機関等」という。)に所属する常勤職員及びその配偶者とする。

2 前項の場合において、代表機関の常勤職員とは、広島大学職員任免規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 81 号)別表に掲げる者並びに広島大学契約職員就業規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 101 号)第 2 条に規定する教育研究系契約職員及び事務・技術系契約職員のうちフルタイム勤務である者とする。

(申請手続)

第 5 入学料の不徴収を希望する者は、受験する入学試験の出願手続期間内に、広島大学ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)事業による入学料不徴収申請書(別記様式第 1 号)、履歴書、修士の学位に係る成績証明書及び所属機関の長の承諾書(別記様式第 2 号)を学長に提出しなければならない。ただし、実施機関等に所属する常勤職員の配偶者が申請する場合にあっては、所属機関の長の承諾書の提出を要しない。

(選考委員会)

第 6 入学料を不徴収とする者を選考するときは、ダイバーシティ事業による入学料不徴収選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

2 選考委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長特命補佐(研究人材育成担当)
- (2) 副学長(ダイバーシティ担当)
- (3) 副理事(男女共同参画担当)
- (4) 女性研究活動委員会委員長
- (5) ダイバーシティ研究センター長
- (6) その他学長が必要と認めた者若干人

第7 選考委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は学長特命補佐(研究人材育成担当)をもって充て、副委員長は副学長(ダイバーシティ担当)をもって充てる。

3 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代行する。

(選考)

第8 選考委員会は、第5の書類を基に、入学料を不徴収とする者を選考し、選考結果を学長に報告するものとする。

(決定)

第9 学長は、選考委員会の報告を基に、入学料を不徴収とする者を入学手続前に決定する。

(入学料の取扱い)

第10 第9の規定により入学料の不徴収を決定された者に係る入学料は、徴収しない。

(事務)

第11 入学料の不徴収に関する事務は、学術・社会連携部企画グループにおいて処理する。

(雑則)

第12 この要項に定めるもののほか、入学料の不徴収に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成30年3月14日から施行する。

附 則(令和元年10月1日 一部改正)

この要項は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日 一部改正)

この要項は、令和2年4月1日から施行する。